

○平成16年の不動産登記法改正では、不動産登記制度に関し、どのような改正がされたのですか？

(情報番号1319 全1頁)

主な改正点は、次のとおりです。

- ア これまでの書面申請に加えて、オンライン申請を導入しました（注）。
- イ 書面申請について、出頭主義を廃止しました。
- ウ 登記済証に代わる本人確認手段として、登記識別情報の制度を導入しました。
- エ 保証書の制度を廃止し、事前通知制度を強化するとともに、資格者代理人による本人確認情報の提供制度を導入しました。
- オ 登記原因証明情報の提供を必要なものとししました。
- カ 地図等を電磁的記録に記録することができる制度とししました。
- キ 法文のすべてを現代語化しました。

(注) 平成17年3月に、さいたま地方法務局上尾出張所が最初のオンライン庁として指定され、その後、平成20年7月をもって全ての登記所がオンライン庁に指定されています。